

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026年4月14日開催（日本証券業協会）]

1. 「AI ディスカッションペーパー（第1.1版）」の公表について

- 2026年3月3日、「AI ディスカッションペーパー」の第1.1版を公表した。
これは、2025年6月から12月にかけて開催した「AI 官民フォーラム」での議論等を踏まえ、2025年3月に公表した第1.0版にアップデートを加えたものである。
- 第1.1版では、「AI 官民フォーラム」で共有された知見等を参考とし、
 - ・ AI を顧客向けサービスに活用する場合を念頭に、①設計と事前検証、②顧客への適切な説明・注意喚起、③検証・モニタリング、④ガバナンスの4つの局面に分け、それぞれの局面でのリスク低減に向けた取組事例を紹介しているほか、
 - ・ AI の利活用を通じて、業務効率化や新たなビジネス創出を具体的な取組みとして進めるフェーズに移りつつあり、経営トップが先導して、着実に業務プロセスの改善を進めていくことが期待されることなどの追記を行っており、今後 AI の利活用を進める際の一つの参考としていただきたい。
- 今後も各金融機関では、AI によるビジネスモデルの高度化すなわち「AI トランスフォーメーション」の取組も進んでいくと思うが、その際、リスク管理や法規制等の関係で御懸念などがあれば遠慮なく御相談いただきたい。

2. 金融リテラシー調査の結果公表について

- 金融経済教育推進機構（J-FLEC）は2026年3月27日に金融リテラシー調査（2025年）の結果を公表した。
- 金融経済教育を受けたと認識している人の割合は、前回調査（2022年）の7.1%から、8.7%に増加した。
- 正誤問題の正答率は全体的に低下したが、金融経済教育を受けた人の正答率は前回から上昇した。
- 2028年度末までに、金融経済教育を受けたと認識している人の割合を20%

まで引き上げるといふ政府目標の達成には、金融機関の取組を含め、更なる金融経済教育の推進が必要である。引き続き御協力をお願いしたい。

3. 安定的な資産形成に向けた対応について

- 中東情勢における不確実性を背景に、金融市場のボラティリティが高まっている。
- 金融市場が大きく変動する中においても、顧客である個人投資家が長期・積立・分散投資の意義を十分に理解し、安心して資産形成に取り組むことができるよう、投資判断に必要な情報を適時に伝えるなど、顧客の不安を解消するような丁寧かつ積極的な情報発信をお願いしたい。
また、顧客からの照会や相談があった場合には丁寧な対応をお願いしたい。

4. 金融機関による J-FLEC 講師派遣活用事例集の公表について

- J-FLEC は、2026 年 3 月に金融機関による J-FLEC 講師派遣の活用事例集を公表した。

5. 横浜グリーンエクスポ（2027 年国際園芸博覧会）について

- 2027 年 3 月、横浜グリーンエクスポ（正式名称：2027 年国際園芸博覧会）が開催される。1 都 3 県で初の万博であり、花や緑、食と農の魅力にくわえ、脱炭素など地球環境課題の解決に資する日本の技術を世界に発信する。
- 横浜グリーンエクスポは、累次の閣議決定や閣議了解に基づき、政府が博覧会国際事務局（BIE）に認定申請し、その認定を得て、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会と連携して開催準備を進めているものである。
- 同協会より金融庁に対し、横浜グリーンエクスポの開催に向けた協力の要請があり、2026 年 1 月 23 日に日本証券業協会へ周知した。本協力について、会員金融機関への周知をお願いしたい。

6. インターネット取引における不正アクセス・不正取引事案への対応について

- 証券口座の不正アクセス・不正取引事案については、2026 年 4 月 8 日、金融庁ウェブサイトにおいて 2026 年 3 月末現在の発生状況を公表したが、依然として被害発生が継続しており、引き続き緊張感を持って、投資家への注意喚起やセキュリティ対策の強化を進めていただきたい。

- フィッシングに耐性のある多要素認証の必須化については、2026年6月末までの実施をお願いしているところであるが、顧客に対して、必須化までのスケジュールの周知や速やかな設定を促す注意喚起を行い、混乱が生じないように計画的に対応していただきたい。
- また、顧客側の事情によりやむを得ず代替的な多要素認証を提供する場合においても、検知機能の強化や多層的な追加認証などにより、不正取引のリスク低減を最大限図っていただきたい。
- 各証券会社においては、引き続き、セキュリティ対策は経営陣の責務と認識し、顧客被害の拡大防止と再発防止のために万全を尽くしていただきたい。

7. 証券会社元取締役による内部者取引事案を受けた対応について

- 証券会社の元取締役がインサイダー取引の容疑で東京地検特捜部に告発されたことは、大変遺憾である。
- 市場仲介者として市場の公正性と透明性を守る立場にある証券会社は、金融・資本市場におけるほかの参加者以上に、厳格な法令遵守態勢や内部管理態勢の整備が求められ、その役職員においても、高い法令遵守意識や職業倫理、自己規律をもって業務を行うことが求められる。
- 今回の事案含め、近年様々な法令違反行為や不祥事案が起きていることを踏まえ、各証券会社においては、経営陣のリーダーシップの下、改めて、法人関係情報の管理態勢やインサイダー取引防止のための売買管理・内部管理態勢等を見直していただくとともに、法令違反を許容しない企業文化の醸成や役職員の倫理意識の向上に不断に努めていただきたい。

8. オルツ社の不正会計事案について

- オルツ社の不正会計事案を踏まえ、日本証券業協会においては、2026年3月18日に「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」を公表いただいた。
- 引受審査を行う証券会社は、当該ガイドラインを踏まえ、不正手口の複雑化・巧妙化に対応するため、ゲートキーパーとして果たすべき不正リスクに対応した引受審査の実効性を確保しつつ、関係主体と互いに協力して対応することが重要と考えている。他方、不正の兆候がみられない上場準備会社にまで過度の負担や影響が及ぶことのないよう、留意する必要がある。

- 各証券会社には、自主規制規則や新たなガイドラインなどに沿って上場審査をしっかりと行い、投資家が安心して投資できる IPO 市場の実現に取り組んでいただきたい。

9. 2026年2月13日付金融活動作業部会(FATF)声明に係る要請について

- 2026年2月11日から13日の間に開催されたFATF全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。
 - ・ イランの金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの支店等の設置拒否
 - ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーによるイランにおける支店等の設置禁止
 - ・ イラン又はイランに所在する者との事業関係若しくは暗号資産取引を含む金融取引のリスクに応じた制限
 - ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの新たなコルレス関係構築の禁止及び既存のコルレス関係のリスクに応じた見直しの実施
- これを受け、2026年4月13日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和8年2月13日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を発出した。
- 同要請文においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務の徹底等を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

10. 事業性融資推進法（企業価値担保権）の施行に向けて

- 2026年5月25日、事業性融資推進法が施行され、企業価値担保権が導入される。

- 企業価値担保権は、会社の事業に必要な資金の調達等の円滑化を図り、会社の事業の継続及び成長発展を支えること等を目的とする新たな担保制度である。
- 企業価値担保権は、事業性融資だけでなく、社債にも付すことができる。一般に、担保付社債には、担保付社債信託法が適用されるが、社債に企業価値担保権を付す場合については、事業性融資とのイコールフットィングの観点から、より使いやすくなるよう、担保付社債信託法の規定の一部を読み替えることとされている。
- 企業価値担保権は、全く新しい制度であるため、御不明点等も多いと思う。社債の利用も含め、金融庁まで気軽に御連絡いただきたい。

11. マネロン等及び金融犯罪対策に係る最近の動向

- マネロン等及び金融犯罪対策については、法令やガイドライン等の改正を含めて留意すべき点が多いため、直近の動向をまとめて御紹介する。

<有効性検証の事例集更新について>

- 金融機関が変化するマネロン等リスクに対して態勢を維持・高度化する取組である「有効性検証」については、実施にあたり参考となる考え方や、金融機関における取組事例集を2025年3月に公表した。
- 公表から約1年が経過した中、金融機関における「有効性検証」の取組を更に促進するため、2026年3月に、これまでに実施してきたモニタリング等で把握した預金取扱金融機関・暗号資産交換業者・資金移動業者等の事例を取組事例集に反映し、更新した。
- 金融機関においては、更新した事例集も参考に、引き続き「有効性検証」に取り組んでいただきたい。

<犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（対面の本人確認方法の見直し）>

- 2026年3月6日に犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、対面で写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、対象書類をICチップ付きのものに限定するとともに、当該ICチップの情報の読み取りを必須とすること、また、それ以外の確認方法は原則として廃止されることが決まった。
- 2025年6月の非対面での本人確認方法に係る改正と同様に、2027年4月

1日の施行となるため、各金融機関においては、システム対応等を着実に進めていただきたい。

＜マネロンガイドラインの改訂及びFAQの公表について＞

- マネロン等対策について、これまで、金融機関においては、マネロンガイドラインで対応が求められている事項について、2024年3月末までに対応を完了させ、マネロン等リスク管理の基礎的な態勢を整備いただいた。
- 預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化や FATF 第5次審査のメソッドロジー等、金融機関を取り巻く環境変化等を反映する形で、マネロンガイドライン及びFAQを2026年3月に改訂し、公表した。
- 金融機関においては、改訂後のマネロンガイドライン及びFAQも踏まえ、引き続き態勢の維持・高度化に取り組んでいただきたい。

12. プライベートアセットファンドの販売について

- プライベートアセットファンドについて、これまでは機関投資家を中心に活用が広がってきたが、近年、中堅・ネット系証券会社、地域銀行等においても取り扱いが開始され、小口で購入できる商品も販売されているなど、富裕層を中心とする個人投資家への投資機会が拡大している。
- 当該商品は、流動性、情報開示、評価額の透明性・評価頻度といった観点で伝統的資産と異なる特性があるほか、プライベートアセットの種類によっては、顧客による投資対象資産の理解の難度が非常に高くなると考えられる。
- このため、当該商品の提案・販売に当たっては、適合性の原則を遵守することはもとより、顧客において流動性や元本毀損リスクが許容できること、当該商品以外の保有資産も含めた最適なポートフォリオ提案を行うこと、顧客が商品性等を理解できるよう分かりやすく説明することなどが重要である。
- この点、勧誘開始基準として、保有金融資産の下限額や保有金融資産に占める当該商品等（低流動資産や高リスク商品）の上限割合を設定している金融機関が一般的である。
- 当該商品については、スタートアップへの成長資金供給の役割や投資家の最適なポートフォリオを構築する商品の選択肢の一つとして有効であると考えており、健全に市場を発展させていくためにも、販売会社において、適切な

顧客層に対して、適切な提案・販売を行っていただくことを期待している。

(以 上)